

○金融庁告示第四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官 伊藤 豊

一 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

住信SBIネット銀行株式会社 東京都港区六本木三丁目二番一号

二 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

三 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和八年七月一日